

変動型最低制限価格の算定方法の変更について

本市では、平成22年4月1日以降に行う入札から、実際の入札価格を基準として最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格」制度を一部の入札に試行導入していますが、令和2年度より算定方法の一部を次のとおり変更します。

1 算定方法の変更点について

	変更前	変更後
算定数	算定数は算出しない。	算定数は算出しない。
算定方法	算定対象の入札数が4以上のとき 算定対象の入札のうち、入札金額の一番低い金額の札(同額の札が複数ある場合はその一つ)を除いた全ての算定対象の入札について、その平均額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を求め、その数に100分の85を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をその入札における最低制限価格とする。	算定対象の入札数が4以上のとき 算定対象の入札のうち、入札金額の一番低い金額の札(同額の札が複数ある場合はその一つ)を除いた全ての算定対象の入札について、その平均額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を求め、その数に100分の85を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をその入札における最低制限価格とする。
	算定対象の入札数が3以下のとき 予定価格に契約規則で定める最低制限価格の範囲で最も低い率(60/100)を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。	算定対象の入札数が3以下のとき 予定価格に契約規則で定める最低制限価格の範囲で最も低い率(75/100)を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。

※ 「算定対象の入札」とは、現行の試行実施要領第3条(算定対象の入札)に規定されているものをいいます。

【算定例】 予定価格: 10,000,000 円の場合

1	A 社	7,000,000 円	→ 平均額の算定から除外
2	B 社	8,000,000 円	
3	C 社	9,000,000 円	↑ 平均額を算出
4	D 社	9,990,000 円	
5	E 社	10,000,000 円	↓ 予定価格超過
6	F 社	11,000,000 円	

- F社は予定価格超過のため算定対象から除く
- A社は一番低い金額であるため算定対象から除く
- A社とF社を除いた入札額の平均額を算出する。
- B社+C社+D社+E社=36,990,000 円(合計額)
- 合計額÷4 者=9,247,500 円(平均額)
 - 平均額の 100 分の 85=7,860,375 円(変動型最低制限価格)
 - 落札者はB社となる。

2 変動型最低制限価格制度について

この制度は、実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格に設定し、市場において変動する実勢価格を入札制度に反映することによって、公正な競争を阻害するおそれのある過度に低価な入札を排除するとともに自由な競争の促進を図り、もって競争入札の適正化と契約の内容に適合した履行の確保を目的としています。

3 対象入札等

- ◆対象入札: 電子入札システムを用いて行う制限付き一般競争入札
 - 建設工事及び製造の請負契約の一部(予定価格が 130 万円を超えるもの)
 - 清掃、植栽の剪定等で人的経費が主となる請負契約の一部(予定価格が 50 万円を超えるもの)
- ◆最低制限価格等設定の有無: 入札公告に明記
- ◆適用時期: 令和2年4月1日に執行(公告)する入札

4 落札者等の決定

落札者等の決定については、開札の結果有効と認められた入札をした者のなかで、次に該当する者としてします。

- ◆ 落札者: 最低制限価格以上の入札で、かつ、最低の価格をもって入札した者
 - ※ 最低価格者が 2 者以上いる場合は、くじにより決定します。
- ◆ 失格者: 最低制限価格を下回った入札をした者